

人事・労務・福利厚生 の 税務実務を基礎から学ぶ

●日時● 2015年5月27日(水) 10:00~16:45 (昼食休憩 12:00~12:45)

●会場● 企業研究会 セミナールーム(東京・麹町) 麹町31MTビル2F

解説 三好 毅 氏 税理士 三好税理士事務所所長(元国税庁担当官)

【略歴】 国税庁直税部所得税課、国税庁直税部審理課課長補佐、東京国税局調査第一部特別国税調査官東京国税局調査第二部および第三部統括国税調官、立川税務署長、四ツ谷税務署長を経て現在 税理士。
主な著書に最新人事労務関係の税務(労務行政研究所)、海外勤務者をめぐる税務(大蔵財務協会)

◆ 開催にあたって

広範囲にわたる人事労務関係の税務を誤りなく処理するには、最新の知識が必要不可欠です。また、税務調査で、誤りが指摘されると一人あたりの税額は少額でも企業全体追徴税額は、莫大なものになる事例は、少なくありません。

今回の研究会では、国税庁において、長年人事・労務関係の税務通達制定等に携われた税理士三好 毅氏をお招きし、出向者や転籍者をめぐる源泉徴収の注意点、徴収洩れや誤徴収した場合の処理、中途採用者や中途退職者の日割給与の税額計算など誤りやすい点や最近の税務調査において指摘されることについてわかりやすく平易に解説していただきます。

《詳細は裏面をご覧ください》

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

* 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からもお申込みいただけます。

●受講料● 1名(税込み、昼食代込)

正会員	38,880円	本体価格 36,000円
一般	42,120円	本体価格 39,000円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あて FAX または E-mail にてお送りください。後日(開催日1週間~10日前までに)、受講票・請求書をお送り致します。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより[TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]をご参照下さい。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、ご了承下さい。

*お申込み後のキャンセルは、原則としてお引き受けいたしかねますので、お申込者が出席できない場合、代理の方のご出席をお願い致します。

一般社団法人 企業研究会 第3研究事業G
担当: 宇田川 E-mail: udagawa@bri.or.jp
〒102-0083

東京都千代田区麹町5-7-2 麹町31MTビル2F
TEL 03-5215-3512 FAX 03-5215-0951



151402-0506		2015.5.27(水)	
申込書 人事・労務・福利厚生 の税務実務を基礎から学ぶ			
会社名			
住所	〒		
TEL	FAX		
ご氏名	所属 役職		
Eメール			
ご氏名	所属 役職		
Eメール			

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

2015年5月27日(水)

● プログラム ●

- 解説 -

10:00

■講師 三好 毅 氏 税理士 三好税理士事務所所長 (元国税庁担当官)

1. 源泉徴収制度の仕組み

- (1) 徴収洩れや誤徴収した場合の処理
- (2) 源泉徴収の時効は
- (3) 源泉徴収の対象となる「支払い」とは

2. 社員研修の注意点

- (1) 研修・資格取得費の負担は、給与か
- (2) 研修の交通費は、非課税か
- (3) 社内講師の謝金
- (4) 採用内定者の研修

3. 社長表彰の所得区分と課税方法

- (1) 創業記念品の非課税要件は
- (2) 業績表彰金をグループに支払う場合
- (3) 提案制度の賞金は、源泉徴収が必要か

4. 旅費・通勤費の問題点

- (1) 日当は、課税対象か
- (2) 非常勤役員の出勤のための費用
- (3) 単身赴任者の帰宅旅費
- (4) 転勤旅費の範囲
- (5) 通勤費の留意点

5. 出向者の給与の支払い方法

6. 社宅・寮の貸与と課税方法

- (1) 駐車場付きの社宅の評価
- (2) 借上げ社宅の徴収家賃(UR賃貸住宅の社宅利用)
- (3) 役員社宅の共益費用の負担と家賃計算
- (4) 非課税社宅

7. 低利貸付の課税方法

- (1) 災害貸付けの非課税
- (2) 低利貸付けの課税方法(評価利率)

8. レクリエーションの運営と課税処理

9. 永年勤続表彰の運用上の注意点

10. 特殊な場合の税額計算

- (1) 短期間(2ヵ月以内)雇用者の賃金の源泉徴収の特例
- (2) 未払残業代の課税方法
- (3) 中途採用者や中途退職者の日割給与の税額計算

(質疑応答・個別質問)

16:45